

令和3年度仙台市地域包括支援センター運営方針（案）
及び業務水準表（案）について

1 運営方針について

◇運営方針は、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の中間案を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築・推進の中核的機関である地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が、計画の基本目標の実現に向け取り組むべき事業の実施に係る「基本方針」、「重点取組事項」を示すもの。

◇令和3年度は、第7期計画期間の「基本方針」、「重点取組事項」も踏まえつつ、新たにスタートする第8期計画やコロナ禍を踏まえた記載としている。

2 業務水準表について

◇業務水準表は、運営方針を踏まえて具体的な事業内容を示すものであり、各センターはこれに沿って事業計画を作成し、事業を実施する。

◇業務水準表は「満たすべき水準」と、満たすべき水準を実施した上で可能な範囲で取り組んでいただきたいと考えている水準である「取組を進めることが望ましい水準」とからなり、業務水準表を基に本市独自の事業評価（事業評価Ⅱ）を実施している。

◇修正内容は、大きくわけて以下の5つに分類される。（分類A～Eは「資料3業務水準表」と共通）

分類	修正内容
A	第8期計画の策定
B	地域包括支援センター運営委員会のご意見
C	満たすべき水準，望ましい水準の強化
D	その他（フレイルチェックの導入、第一層生活支援コーディネーターとの連携、ケアプラン上限設定の導入）
E	軽微な文言修正

※フレイルチェック

「フレイルの兆候に気付いてもらう」「フレイルを自分ごととして捉えてもらう」ための「指輪っかテスト」、「イレブン・チェック（生活習慣を確認するための11項目の質問票）」の2つの方法からなる簡易な自己チェック

※ケアプラン上限設定

センター職員の月のケアプラン管理件数に上限を設けることで、受託法人による職員加配や居宅介護支援事業所へのケアプランの委託を推進する制度